

# スポーツの主体者形成論に関する研究

スポーツ文化研究領域

5009A051-8 白川 由貴

研究指導教員：友添 秀則 教授

## 【本研究の目的・方法】

本研究では、学校体育研究同志会によって提唱された「スポーツの主体者形成論」に焦点をあてる。このスポーツの主体者形成論は、スポーツ文化の変革・創造によって社会体制の建設を可能にするという独自の性格をもち、そこでは子ども「社会の変革主体」として位置づけられる。

本研究では、このようなスポーツの主体者形成論における発生過程やその内実を明らかにし、そこに見られる課題は、現代的において、どのように改善されるべきかを明らかにすることを目的とする。

また、本研究は文献研究のため、学術論文や体育雑誌、民間研究団体が発行している雑誌および書籍等を対象とし、分析、考察を行う。

## 【各章の概要】

### 1章

第1章では、スポーツの主体者形成論の前史として、丹下保夫の生活体育論と運動文化論の背景と、その内実について検討を行った。

敗戦を機に価値観の転換をせまられた丹下は、戦時中への反省を行う中で、新しい時代への「洞察力」と「科学的根拠」の必要性をといた。戦後の教育は大幅な転換をとげ、日本はアメリカの民主主義教育を受容する形で新しいスタートをきることになる。しかし、未だ悲惨な戦後の日本社会において、子どもの生々しい現実があったことや、「新体育」による混乱は、丹下に新しい体育を模索する契機を与えることとなった。また、当時一大ブームとなったコア・カリキュラムは、丹下の生活体育論の理念や運動の有力な基盤をなした。丹下は、生活体育論において、生活設計のための計画立案能力、生活内容となる運動技能の練習、生活に展

開するための社会的態度やレクリーシヨンの運動技能の習得が大きなねらいであり、総合的な経験の場としての「行事」を単元とし、それらを年間に配列するカリキュラム構成の立場をとった。丹下の研究は広がりを見せ、教材研究や指導法等の研究を行う中で、コア連や前川の影響を受け、社会的・歴史的な視点から課題を見出すようになった。生活体育論は運動文化論に包括される形で転生を遂げる。

その後、生活体育は多くの批判が向けられるようになり、丹下自身も生活体育に対する技術の系統性の軽視という批判や生活体育の構造的な弱点を認めるようになる。丹下は運動文化を教科の成立条件として位置づけ、運動文化の継承・発展と、運動文化創造およびその体制の建設が体育の本来的な任務として考えるようになる。

丹下の運動文化論は、同志会の研究の根底に位置づき、技術指導の系統性研究やグループ学習の研究が進められる。しかし、その一方で「系統のひとり歩き」が指摘され、「体育は何を教える教科なのか」ということを問い直すこととなった。

### 2章

1970年代のわが国は、高度経済成長によって経済が飛躍的に成長を遂げた時期でもあった。その一方で、各種公害運動や住民運動の高まり、革新自治体の誕生や大学紛争等、これまでの価値観や社会体制に対して、疑義や変革が急速に発展した時代でもあった。スポーツに関する領域でも、先進国を中心に、スポーツ・フォー・オール運動によるスポーツ権の意識の高揚、スポーツ要求への高まりへとつながり、日本国内においてもそのような自覚がなされていった。同志会もこのような流れを

受け、1976(昭和 51)年、体育科教育の目標を「スポーツ分野の主体者の育成」と規定した。それはスポーツ権を基底とした教科論の誕生を意味し、「国民運動文化の創造とその体制の建設」の明確化を図るものであった。さらに子どもを、現実世界の主体としてみるのではなく、未来の主権者として位置づけを行った。

スポーツの権利主体を目指すうえで、その核となる「スポーツ権」や「権利としてのスポーツ」の内実を明らかにすることから始められた。それらは、スポーツ権とスポーツの本質とが不可分の関係にあるとの見解をもって展開された。伊藤の「三段階論」や「スポーツの三層構造」も、スポーツの本質に触れながら、スポーツ権が実体をもつための試みとして行われた。また、関や、草深によって、大衆スポーツ欲求はスポーツの価値であるという認識のもと、スポーツの本質にせまる研究も行われることとなった。

これらの議論は学力論と深く結びつくようになる。草深は、スポーツ権を「スポーツ享受権」、「スポーツ自治権」、「スポーツ行政保障請求権」の3つで構成し、スポーツの文化様式を規定しながら、それに対応する学力を「技術的・技能的能力」、「組織・運営管理能力」、「社会的統治能力」の3つで示した。1980年代に入ると、学力論を具体化して授業研究へと移行するための研究が進められるが、スポーツ権は取り組みにくい素材としての認識が強く、学力が示されてもなお、学習者が何を学ばせるかという点で不明瞭な点が多く、授業化に向けて困難を極めた。

そのような状況の転機として、出原の「文化としてのスポーツを教える体育」をあげる。それは、スポーツ文化の担い手として、その継承と発展・変革の基礎理論を教え、スポーツをつくりかえていくための基礎的能力を育てるための、「知」の必要性を主張したからである。「教室でする体育授業」の登場はスポーツの主体者形成論の授業化の可能性を広げることになった。これを機会に体育理論が積極的に位置づけられ多くの実践研究が行われるようになった。さらにこれらの研究の成果は、2003(平成 15)年に出された「教育課程試案」へと結実していく。

### 3章

これまでのスポーツの主体者形成論に関する前史および内実を踏まえ、3章では批判的検討を行った。その視点として、実践的課題、理論的課題、学習指導要領に関する課題の3点から検討を行った。実践的な課題においては、特に社会科学的な認識や、社会的統治能力といった、社会性に関する内容をどのように授業で展開していくかという点で課題がみられた。「どのような内容を教えると、子どもたちにどのような力が身に付くのか」という作業が必要になってくるのではないだろうか。また、理論的課題では、出原が示すように、実践研究への一面的な傾斜によって理論研究が停滞していることを明らかにした。スポーツの主体者形成論における理論研究が充実するためには、スポーツや社会のあり方とともに、スポーツの変化や発展が新しい社会に寄与できるかという点について多くの検討がなされるべきである。さらに、学習指導要領に関わる課題として、より有機的な関わり方についての課題と提言を行った。新学習指導要領によって示された、体育における「知」の位置づけの明確化や、体育理論やスポーツ概論における、時間数や履修学年等が定められたことは、学習指導要領とスポーツの主体者形成論とを有機的な関係を築くための一つの手立てとして有効ではないだろうか。学校現場での授業を行う際の現実的な課題として、より良い関係を構築することが大切であると考えられる。

### 結章

社会の変革者をめざそうとする、スポーツの主体者形成論を現代的な視点で考察することは、体育の存在意義が叫ばれている今日において、「学力と教科内容」という点や、「スポーツ文化を学ぶ」という点で、一つの示唆を与えることができるのではないだろうか。